

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車運送業分野の基準について-」の一部改正について

令和8年 10 月9日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車運送業分野の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正 後)	改正箇所	現行	改正
1	P.1	前文 ○1つ目	○ 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、自動車運送業分野についても「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和6年3月29日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「自動車運送業分野にお	○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、自動車運送業分野においては、「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。

			ける特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和6年4月19日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。	
		○2つ目	○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、自動車運送業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1362号。以下「告示」という。）において、自動車運送業分野固有の基準が定められています。	○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、自動車運送業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1362号。以下「告示」という。）において、自動車運送業分野固有の基準が定められています。
		○3つ目	○ 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。	○ 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。
2	P.2	目次	（新設）	目次

				第1 特定技能外国人が従事する業務 3 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 5 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 12 第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の 確保に係る基準 19 第5 上陸許可に係る基準 22 第6 キャリア形成プログラム 25 第7 在留資格「特定活動」による入国・在留 . . . 26
3	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)に定める試験区分に対応し、別表c. 業務区分(5(1)関係)の欄に掲げる業務とする。	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項 (1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務 自動車運送業分野において設定する業務区分及び1号特定技能外国人が従事する業務は、上記1(1)に定める技能水準に対応し、別表のc. 業務区分(従事する業務)の欄に掲げる業務とする。 なお、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：車両の清掃、運行

				前後の準備片付けなど試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。
4	P.3		分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 自動車運送業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3（1）に定める試験区分及び運用方針5（1）に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格により確認された業務をいう。 なお、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：車両の清掃など試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。	（削除）
5	P.4	【業務内容】 ○1つ目 ○2つ目	【主たる業務】 ○ 自動車運送業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。 （新設）	【業務内容】 ○ 自動車運送業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた、試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：車両の清掃、運行前後の準備、片付け）に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。 ○ 1号特定技能外国人

		○3つ目	○ 本要領別表に記載された業務の考え方は以下のとおりです。 ・トラック運転者の業務区分については、運行業務（安全な貨物の輸送等）及び荷役業務（荷崩れを起こさない貨物の積付け等）が対象となります。 ・タクシー運転者及びバス運転者の業務区分については、運行業務（安全な旅客の輸送等）及び接客業務（乗客対応等）が対象となります。 ・なお、業務の遂行に際しては、道路運送法、貨物自動車運送事業法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。	分野別運用方針第二１（１）に定める試験及び分野別運用方針第二２（１）に定める業務に従い、第二１（１）の試験合格により確認された技能を要するものであって、トラック運転者の業務区分については、運行業務（安全な貨物の輸送等）及び荷役業務（荷崩れを起こさない貨物の積付け等）、タクシー運転者及びバス運転者の業務区分については、運行業務（安全な旅客の輸送等）及び接客業務（乗客対応等）に従事しなければなりません。 ○ なお、業務の遂行に際しては、道路運送法、貨物自動車運送事業法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。
6	P.4		【関連業務】 ○ 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。 ○ なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。 （注）専ら関連業務に従事することは認められません。 ・車両の清掃	（削除）

			・ 運行前後の準備、片付け	
7	P.4	【相談窓口】	【相談窓口】 ○ 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については国土交通省物流・自動車局にお問い合わせください。問合せ先については、国土交通省物流・自動車局のホームページを御覧ください。 (URL : https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html)	【相談窓口】 ○ 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については、国土交通省物流・自動車局にお問い合わせください。なお、問合せ先は、以下のとおりです。 国土交通省物流・自動車局ホームページ URL : https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html
8	P.5	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	分野別運用方針（抜粋） 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 自動車運送業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とし、タクシー運送業及びバス運送業においては、これらの試験の合格に加え、新任運転者研修を修了した者とする。 (1) 技能水準（試験区分） 別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験 (2) 日本語能力水準 別表b. 試験区分（3（2）関係）の欄に掲げる試験	分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 自動車運送業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次の（1）及び（2）に定める試験に合格及び資格を取得した者とし、タクシー運送業及びバス運送業において、これらの試験の合格に加え、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項、第2項及び第5項並びに第39条に規定する事項についての指導、監督及び特別な指導を受け、並びに適性診断を受診することをいう。以下同じ。）を修了した者とする。 (1) 技能水準 別表のa. 技能水準の欄に掲げるもの (2) 日本語能力水準 別表のb. 日本語能力水準の欄に掲げるもの
9	P.5		分野別運用要領（抜粋）	（削除）

			第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項 1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号） 「自動車運送業分野特定技能1号評価試験」及び「第一種運転免許」又は「第二種運転免許」（運用方針3（1）の試験区分：運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）のとおり） （1）技能水準及び評価方法 （技能水準） （略） （評価方法） ア～ウ （略） エ 「運転免許」 （ア）トラック運送業 各都道府県公安委員会が行う第一種運転免許試験（道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第3項に規定する運転免許試験の一部免除による免許取得（いわゆる外免切替制度）を含む。） （イ）タクシー運送業及びバス運送業 各都道府県公安委員会が行う第二種運転免許試験	
10	P.6	告示第1条（抜粋）	告示第1条（抜粋） 自動車運送業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が次のいずれにも該当することとする。 — （略）	告示第1条（抜粋） 自動車運送業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が次のいずれにも該当することとする。 — （略）

			二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業をいう。第 3 条第 3 号において同じ。）に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 38 条第 1 項及び第 39 条に規定する指導監督、同規則第 38 条第 2 項に規定する特別な指導並びに同規則第 38 条第 5 項に規定する指導を受けること並びに同規則第 38 条第 2 項に規定する適性診断を受けることをいう。第 3 条第 3 号において同じ。）を修了していること。	二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 38 条第 1 項及び第 39 条に規定する指導監督、同規則第 38 条第 2 項に規定する特別な指導並びに同規則第 38 条第 5 項に規定する指導を受けること並びに同規則第 38 条第 2 項に規定する適性診断を受けることをいう。第 3 条第 3 号において同じ。）を修了していること。
1 1	P.6	【1 号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○1 つ目 ○2 つ目	○ 1 号特定技能外国人として自動車運送業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格並びに日本の自動車運転免許の保有が必要です。 ○ トラック運送業においては、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も	【1 号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 「自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験（トラック）」及び「第一種運転免許」（分野別運用方針第二 1（1）の試験区分） 当該試験は、運行管理者等の指導・監督の下、貨物自動車運送業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や荷崩れを起こさない貨物の積付け等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験に合格し、かつ「第一種運転免許」を取得した者は、自動車運送業分野（トラック運転者区分）において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。 ○ 「自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験（タクシー）」及び「第二種運転免許」（分野別運用方針第二 1（1）の試験区分） 当該試験は、運行管理者等の指導・監督の下、一般乗

			免除されます。	用旅客自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や乗客対応等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験に合格し、かつ「第二種運転免許」を取得した者は、自動車運送業分野（タクシー運転者区分）において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。
		○3つ目	(新設)	○ 「自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス）」及び「第二種運転免許」（分野別運用方針第二1（1）の試験区分） 当該試験は、運行管理者等の指導・監督の下、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や乗客対応等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験に合格し、かつ「第二種運転免許」を取得した者は、自動車運送業分野（バス運転者区分）において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。
	P.7	○4つ目	(新設)	○ トラック運転者区分 「日本語教育の参照枠」 A2.2 相当以上 ※ 以下のいずれかの試験の合格 ・国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c）A2.2 相当以上 ・日本語能力試験（J L P T）N4 以上 ※ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的

		○5つ目	(新設)	には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習2号を良好に修了した者については、当面の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な日本語能力を有していることの証明は要しません。 ○ タクシー運転者区分及びバス運転者区分 「日本語教育の参照枠」B1相当以上（「日本語教育の参照枠」A2.2相当で可とするための要件を満たす場合を除く。） ※ 以下の試験の合格 ・日本語能力試験（JLPT）N3以上 ※ CEF RのB1相当以上を判定された場合に限る。 ※ 令和9年4月1日以降、「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。 「日本語教育の参照枠」A2.2相当（「日本語教育の参照枠」A2.2相当で可とするための要件（※）を満たす場合。） ※ 以下のいずれかの試験の合格 ・国際交流基金日本語基礎テスト（JFT—Basic）A2.2相当 ・日本語能力試験（JLPT）N4 ※ 「日本語教育の参照枠」A2.2相当で可とするための要件（次のいずれにも該当することが必要です。） ① 1号特定技能外国人が従事する業務が貸切バ
--	--	------	------	---

	P.8	○6つ目	○ タクシー運送業及びバス運送業においては、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格並びに第二種運転免許の保有に加え、新任運転者研修の修了が必要です。当該研修の修了に当たっては、業界団体が定めた効果測定の基準に達する必要があります。	スでないこと。 ② 「日本語教育の参照枠」B 1 相当の日本語能力の修得に向けた日本語学習プラン（分野参考様式第 15－16 号）を作成すること。 ③ 1 号特定技能外国人の他に乗客、営業所及び警察署、消防署その他の関係機関との間で日本語により意思疎通を図ることを補助する者（以下「日本語サポーター」という。）を乗務させること。 ただし、離島・半島を運行区間とする乗合バス又は特定バスにおいて、営業所との連絡体制が整備され、自治体からの特定技能外国人のバス運転業務に係る特定技能所属機関との連携に係る協力同意書（分野参考様式第 15－17 号）を受領している場合は、1 号特定技能外国人による単独乗務も認められます。 ※ 特定技能 1 号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習 2 号を良好に修了した者の日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって A2.2 相当の日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。) ○ タクシー運送業及びバス運送業においては、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格並びに第二種運転免許の保有に加え、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 38 条第 1 項及び第 39 条に規定する指導監督、同規
--	-----	------	---	---

				則第 38 条第 2 項に規定する特別な指導並びに同規則第 38 条第 5 項に規定する指導を受けること並びに同規則第 38 条第 2 項に規定する適性診断を受けることをいう。)の修了が必要です。当該研修の修了に当たっては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会(タクシー運送業)又は公益社団法人日本バス協会(バス運送業)が定めた効果測定 of 基準に達する必要があります。
1 2	P.8	【2 号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 1 つ目	○ なお、自動車運送業分野においては、特定技能 2 号での受入れを行うことはできません。	【2 号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 自動車運送業分野においては、特定技能 2 号での受入れを行うことはできません。
1 3	P.8	【確認対象の書類】 ○ 2 つ目	【確認対象の書類】 <トラック運送業の場合> ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験(N 4 以上)の合格証明書の写し *ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N 4 以上)のいずれの試験も免除されます。 ※ 特定活動 55 号から特定技能 1 号への在留資格変更許可申請の際は、提出不要場合があります。詳細は提出書類一覧表を御確認ください。 <タクシー運送業及びバス運送業の場合>	【確認対象の書類】 <トラック運送業の場合> ○ 日本語能力を証するものとして、次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書(A 2.2 相当以上)の写し ・日本語能力試験(N 4 以上)の合格証明書の写し *ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、当面の間、この事実をもって特定技能 1 号としてトラック運送業に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N 4 以上)を受験し、合格する必要はありません。 <タクシー運送業及びバス運送業の場合>

P.9	○3つ目	○ 技能水準を証するもの ・ 自動車運送業分野特定技能1号評価試験（タクシー） 又は自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス） の合格証明書の写し ・ 第二種運転免許	○ 技能水準を証するもの ・ 自動車運送業分野特定技能1号評価試験（タクシー） 又は自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス） の合格証明書の写し ・ 第二種運転免許 ・ 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（タクシー運送業）又は公益社団法人日本バス協会（バス運送業）が作成した新任運転者研修の修了を証する書類 ※ 1号特定技能外国人が業務に従事する際に日本語サポーターを同乗させる必要がある場合、新任運転者研修の修了を証する書類には、告示第3条第4号口に規定する日本語サポーターの要件を確認したことが記載されている必要があります。
	○4つ目	○ 日本語能力を証するもの ・ 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し ※ 特定活動 55号から特定技能1号への在留資格変更許可申請の際は、提出不要な場合があります。詳細は提出書類一覧表を御確認ください。	○ 日本語能力を証するものとして、次のいずれか（日本語能力水準B1相当以上を証する場合） ・ 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し（日本語能力水準A2.2相当を証する場合（一定の要件を満たす場合に限る。）） ・ 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2相当）の写し ・ 日本語能力試験（N4）の合格証明書の写し ※ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、当面の間、この事実をもって特定技能1号としてタクシー運送業又はバス運送業に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は

		○5つ目	○ その他 ・ 業界団体が作成した新任運転者研修の修了を証する書類	日本語能力試験（N4）を受験し、合格する必要はありません。 ○ 一定の要件 ・ 自動車運送業分野特定技能協議会タクシー分科会（タクシー運送業）又はバス分科会（バス運送業）の認証を受けた日本語学習プラン（分野参考様式第15—16号） ・ 特定技能外国人のバス運転業務に係る特定技能所属機関との連携に係る協力同意書（分野参考様式第15—17号） *日本語サポーターを同乗させる場合は、特定技能外国人のバス運転業務に係る特定技能所属機関との連携に係る協力同意書（分野参考様式第15—17号）の提出は不要です。 *特定活動55号から特定技能1号への在留資格変更許可申請の際は、提出不要場合があります。詳細は提出書類一覧表を御確認ください。
14	P.12	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第3条	告示第三条 自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 自動車運送事業（法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。	告示第3条 自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 自動車運送事業（法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。

			二 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 43 条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。 三 出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行おうとする外国人のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修を実施すること。 四 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。 五 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 六 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 七 登録支援機関に適合 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前 3 号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。	二 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 43 条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。 三 出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行おうとする外国人（次号において「1 号特定技能外国人」という。）のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修を実施すること。 四 1 号特定技能外国人であって、基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有している者（自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の日本語能力を有している者を除く。）を、旅客自動車運送事業（法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。以下この号において同じ。）に従事させる場合にあっては、次のいずれにも該当すること。 イ 自立して日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を修得するために必要な学習をするための体制を整備していること。 ロ 当該 1 号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合その他の日本語により意思疎通を図ることが必要となる場合に 1 号特定技能外国人と乗客、営業所及び警察署、消防署そ
--	--	--	--	---

				の他の関係機関との間で日本語により意思疎通を図ることを補助する者（当該本邦の公私の機関に雇用されている者で、旅客自動車運送事業の業務に従事した経験を有するもの又は現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応ができるよう指導を受けたものに限る。）を同乗させることとしていること。ただし、離島等（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島の区域並びに半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。以下この号において同じ。）において 1 号特定技能外国人を業務に従事させる場合であって、次のいずれにも該当する場合にあっては、この限りでない。 (1) 当該 1 号特定技能外国人に従事させる業務が、法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第 2 号に規定する特定旅客自動車運送事業に係るものであること。 (2) 当該 1 号特定技能外国人を業務に従事させる離島等をその区域に含む市町村と協力して、当該 1 号特定技能外国人の支援を行うこととしていること。 (3) 当該 1 号特定技能外国人を業務に従事させる現
--	--	--	--	---

				場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他必要な環境整備を行うこととしていること。 五 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。 六 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 七 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うこと。 八 登録支援機関に適合 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前 3 号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。
15	P.14	【特定技能所属機関及び事業所】 ○ 1 つ目 ○ 3 つ目	○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第 2 条第 1 項第 13 号に基づき告示をもって定めたものです。 ○ また、自動車運送業分野の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、自動車運送事業（道路運送法第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営んでいるほか、一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けていること又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が実	【特定技能所属機関及び事業所】 ○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第 2 条第 1 項第 13 号に基づき告示をもって定めたものです。 ○ 自動車運送業分野の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、自動車運送事業（道路運送法第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営んでいることが必要です。

		○4つ目 ○6つ目	施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有していることが必要です。 (新設) (新設)	○ 自動車運送業分野においては、事業用自動車の運行管理が適切になされない場合、事故等に至るおそれがあること、また、運転者の労務管理が適切になされない場合、過重労働を招くおそれがあること等の特性を踏まえ、自動車運送事業者による適正な外国人の受入れを維持するためにも、特定技能所属機関は、一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けていること、又はトラック運送業においては、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有していることが必要です。 ○ タクシー運送業及びバス運送業（道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）において、当該業務に従事しようとする1号特定技能外国人の日本語能力水準が日本語教育の参照枠のA2.2相当である場合は、当該特定技能外国人のB1相当以上の日本語能力修得に向けて、当該1号特定技能外国人の同意の上、日本語学習プラン（分野参考様式第15－16号）を作成する必要があります。なお、日本語学習プランは、自動車運送業分野特定技能協議会タクシー分科会（タクシー運送業）又はバス分科会（バス運送業）（以下「分科会」という。）が定めた基準に基づき、そ
--	--	-------------------------	--	---

	P.15	○7つ目	(新設)	の内容が適当である旨の審査を経たものでなければなりません。分科会の審査に当たっては、日本語学習プランの案に加え、運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた際の提出書類のうち、自認書の写しを添付する必要があります。
		○8つ目	(新設)	○ 在留期間更新許可申請の時点で、当該1号特定技能外国人がB1相当以上の日本語能力水準にあることを証することができない場合は、在留期間の更新時に再度分科会の認証を受けた日本語学習プランを提出する必要があります。
		○9つ目	(新設)	○ タクシー運送業及びバス運送業（道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）において、当該業務に従事しようとする1号特定技能外国人の日本語能力水準がA2.2相当である場合は、条件に応じて日本語サポーターの同乗が必要となる場合と不要な場合があります。 ○ 日本語サポーターの同乗が必要となる場合 原則、緊急時等に当該特定技能外国人と乗客、営業所及び警察署、消防署その他の関係機関との間のコミュニケーションを補助する日本語サポーターを同乗させる必要があります。日本語サポーターの適格性に係る考え方は、以下のとおりです。 ・日本語サポーターは、自社で6か月以上雇用された、運転士を引退後引き続き事務職等で勤務されている者や、高速バスの交代運転士等が想定されます。

		○10 個目	(新設)	・ただし、自社での雇用期間が6か月未満である者（例：運転未経験者など）も、緊急時の対応など安全や接遇に関する研修を実施することで、日本語サポーターとして同乗することは可能です。当該研修の修了に当たっては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（タクシー運送業）又は公益社団法人日本バス協会（バス運送業）が定めた効果測定の基準に達する必要があります。 日本語サポーターの適格性については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（タクシー運送業）又は公益社団法人日本バス協会（バス運送業）において作成する新任運転者研修の修了を証する書類に、告示第3条第4号ロに規定する日本語サポーターの要件を確認したことを証する旨の記載が必要となります。 ○ 日本語サポーターの同乗が不要な場合 バス運送業（道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）は以下①及び②を満たせば、離島・半島地域（離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島の区域並びに半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。）に限り、日本語サポーターを同乗させずに単独で業務が可能です。このとき、営業所を含む乗務する区間全体が、離島・半島地域内でなければなりません。
--	--	--------	------	--

				① 当該特定技能外国人と地域の共生を図るため、当該特定技能外国人が運転業務に従事する路線をその区域に含む自治体から、特定技能外国人のバス運転業務に係る特定技能所属機関との連携に係る協力同意書（分野参考様式第 15－17 号）を受領することが必要です。この協力同意書は、運転業務に従事する路線をその区域に含む自治体ごとに受領する必要があります。協力同意書には、次の協力内容を記載することが必要となりますが、自治体との合意により、他の項目についても追加が可能です。 ・日本語能力水準が A 2.2 相当である 1 号特定技能外国人により単独での乗務が行われることに係る地域住民への周知啓発 ・当該 1 号特定技能外国人の日本語能力を高めるために事業者が行う日本語教育（方言を含む）のサポート ・緊急時の対応や運行の安全確保等に係る関係機関との協議 ② 事故対応等の緊急事態が生じた場合に、当該特定技能外国人が特定技能所属機関等との連絡に必要な情報通信技術等を車内に備える必要があります。導入する機器としては、車内の状況が営業所においてリアルタイムでわかるドライブレコーダーやウェアラブルカメラ、特定技能外国人のコミュニケーションの補助となる翻訳機器等が想定されます。 ○ 離島・半島地域に関する詳細は、以下の国土交通省又
	P.16	○11 個目	(新設)	

				は沖縄県のホームページをご覧ください。なお、当該ページに記載の市町村全域が対象ではない市町村もあるため、該当する自治体にも確認の上、協力同意書を提出してください。 ・ 離島振興対策実施地域 URL : https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/index.html ・ 半島振興対策実施地域 URL : https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000185.html ・ 奄美群島・小笠原諸島 URL : https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chitok/crd_amaoga_tk_000002.html ・ 沖縄離島 URL : https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/tokei/1016451/1028067.html
16	P.17	【分野別協議会】 ○1つ目 ○2つ目	○ 自動車運送業分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する自動車運送業分野特定技能協議会の構成員にならなければなりません。 ○ 構成員は、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、	【分野別協議会】 ○ 自動車運送業分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する自動車運送業分野特定技能協議会（以下「分野別協議会」という。）の構成員にならなければなりません。 ○ 構成員は、分野別協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に

		○3つ目 ○4つ目 ○5つ目	必要な協力を行わなければなりません。 ○ また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。 ○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、自動車運送業分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。 ○ なお、自動車運送業分野特定技能協議会に関する問合せ先については、国土交通省物流・自動車局のホームページを御覧ください。 URL：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1000038.html	対し、必要な協力を行わなければなりません。 ○ また、分野別協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。 ○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、分野別協議会に加入し、加入後は分野別協議会に対し、また、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。 ○ 分野別協議会に関する詳細は、以下の国土交通省物流・自動車局のホームページをご覧ください。 URL：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1000038.html
17	P.17	【確認対象の書類】 ○2つ目 ○4つ目 ○5つ目	【確認対象の書類】 ○ 自動車運送業分野特定技能協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関） ○ 自動車運送業分野特定技能協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関） （新設）	【確認対象の書類】 ○ 分野別協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関） ○ 分野別協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関） ＜日本語能力水準A2.2相当を証する場合＞ ○ 自動車運送業分野特定技能協議会タクシー分科会（タクシー運送業）又はバス分科会（バス運送業）の認証を

		○6つ目	(新設)	受けた日本語学習プラン（分野参考様式 15—16 号） （日本語サポーターが同乗する場合） ○ 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（タクシー運送業）又は公益社団法人日本バス協会（バス運送業）が作成した告示第 3 条第 4 号ロに規定する日本語サポーターの要件を確認したことを証する新任運転者研修の修了を証する書類 （離島・半島地域で業務に従事し、乗合バス又は特定バスにおいて日本語サポーターを同乗させない場合） ○ 特定技能外国人のバス運転業務に係る特定技能所属機関との連携に係る協力同意書（分野参考様式第 15—17 号）
	P.18	○7つ目	(新設)	
18	P.19	第 4 適合 1 号 特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準 告示第 3 条	告示第 3 条 自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第 2 条第 1 項第 13 号及び第 2 項第 7 号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 自動車運送事業（法第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。 二 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 43 条に規定	告示第 3 条 自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第 2 条第 1 項第 13 号及び第 2 項第 7 号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 自動車運送事業（法第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。 二 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 43 条に規定

			する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。)が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。 三 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修を実施すること。 四 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。 五 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 六 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 七 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。	する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。)が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。 三 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人(次号において「1号特定技能外国人」という。)のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修を実施すること。 四 1号特定技能外国人であって、基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有している者(自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の日本語能力を有している者を除く。)を、旅客自動車運送事業(法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。以下この号において同じ。)に従事させる場合にあっては、次のいずれにも該当すること。 イ 自立して日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を修得するために必要な学習をするための体制を整備していること。 ロ 当該1号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合その他の日本語により意思疎通を図ることが必要となる場合に1号特定技能外国人と乗客、営業所及び警察署、消防署その他の関係機関との間で日本語により意思疎通を図ることを補助する者(当該本邦の公私の機関に雇用されている者で、旅客自動車運送事業の業務に従事した経験を有するもの又は現場に
--	--	--	--	---

				において不測の事態が発生した場合等に適切な対応ができるよう指導を受けたものに限る。)を同乗させることとしていること。ただし、離島等(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島の区域並びに半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。以下この号において同じ。)において1号特定技能外国人を業務に従事させる場合であって、次のいずれにも該当する場合にあっては、この限りでない。 (1) 当該1号特定技能外国人に従事させる業務が、法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業に係るものであること。 (2) 当該1号特定技能外国人を業務に従事させる離島等をその区域に含む市町村と協力して、当該1号特定技能外国人の支援を行うこととしていること。 (3) 当該1号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備そ
--	--	--	--	--

				の他必要な環境整備を行うこととしていること。 五 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。 六 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 七 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うこと。 八 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。
19	P.23	第5 上陸許可に係る基準 【労働者派遣】 ○1つ目	○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。 ○ タクシー運送業及びバス運送業において、1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、新任運転者研修を修了した者しか受け入れることができません。 ○ なお、当該研修の修了に当たっては、業界団体が定めた効果測定の基準に達する必要があります。	【労働者派遣】 ○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。 (削除) (削除)
20	P.23	【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 ○ タクシー運送業及びバス運送業の業務に従事する場合は、業界団体が作成した新任運転者研修の修了を証する書類	【確認対象の書類】 (削除)
21	P.25	第6 キャリ	(新設)	分野別運用方針（抜粋）

		ア形成プログラム 分野別運用方針（抜粋）		第一 特定技能制度に関する基本的な事項等 4 その他特定技能制度に係る制度の運用に関する重要事項 （１）特定技能外国人のキャリア形成等に関する事項 国土交通省は、関係業界等と協働して、特定技能１号に係るキャリアステップの概要を内容とする自動車運送業分野における「キャリア形成プログラム（以下「キャリアプログラム」という。）」を策定する。 自動車運送業分野におけるキャリアプログラムは、次の事項を基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。 ① 講習受講・資格取得 ② 日本語能力 ③ マネジメント経験 ④ その他（フォローアップや意欲向上策等）
22	P.25	○1つ目	（新設）	○ 自動車運送業分野におけるキャリア形成プログラムは、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。
		○2つ目	（新設）	○ 自動車運送業分野におけるキャリア形成プログラムは、国土交通省のHPに掲載されていますので、適切に

			て、所属機関の基準等が定められています。 ○ 本特定活動は、自動車運送業分野において特定技能 1 号として活動するために必要な我が国の運転免許の取得及び新任運転者研修の受講（タクシー運送業及びバス運送業の場合）等を目的とするものであり、我が国の運転免許の保有及び新任運転者研修の修了を除き、外国人の要件及び所属機関等の要件について、特定技能 1 号を受け入れる場合と同様の要件を満たす必要があります。 そのため、特定活動告示第 55 号及び特定自動車運送業準備基準告示の規定については、上陸基準省令及び特定技能基準省令と同様の内容となっています。 本章では、主に特定技能 1 号とは異なる部分を記載しているため、その他の要件の詳細については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を御参照ください。	れています。 ○ 本特定活動は、自動車運送業分野において特定技能 1 号として活動するために必要な我が国の運転免許の取得及び新任運転者研修の受講（タクシー運送業又はバス運送業の場合）等を目的とするものであり、我が国の運転免許の保有、地域における共生社会の実現のため寄与する責務に関すること、分野の特性に応じて求められる基準のうち新任運転者研修の修了・実施及び外国人の日本語能力水準が A.2.2 相当である場合の措置、報告のうち随時届出の一部及び定期届出に係るものを除き、外国人の要件及び所属機関等の要件について、特定技能 1 号を受け入れる場合と同様の要件を満たす必要があります。 そのため、特定活動告示第 55 号及び特定自動車運送業準備基準告示の規定については、上陸基準省令及び特定技能基準省令と同様の内容となっています。 本章では、主に特定技能 1 号とは異なる部分を記載しているため、その他の要件の詳細については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を御参照ください。
	P.27	○3つ目	○ 本特定活動は、自動車運送業分野において特定技能 1 号として活動するために必要な我が国の運転免許の取得及び新任運転者研修の受講（タクシー運送業及びバス運送業の場合）等を目的とするものであり、我が国の運転免許の保有及び新任運転者研修の修了を除き、外国人の要件及び所属機関等の要件について、特定技能 1 号を受け入れる場合と同様の要件を満たす必要があります。 そのため、特定活動告示第 55 号及び特定自動車運送業準備基準告示の規定については、上陸基準省令及び特定技能基準省令と同様の内容となっています。 本章では、主に特定技能 1 号とは異なる部分を記載しているため、その他の要件の詳細については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を御参照ください。	○ 本特定活動は、自動車運送業分野において特定技能 1 号として活動するために必要な我が国の運転免許の取得及び新任運転者研修の受講（タクシー運送業又はバス運送業の場合）等を目的とするものであり、我が国の運転免許の保有、地域における共生社会の実現のため寄与する責務に関すること、分野の特性に応じて求められる基準のうち新任運転者研修の修了・実施及び外国人の日本語能力水準が A.2.2 相当である場合の措置、報告のうち随時届出の一部及び定期届出に係るものを除き、外国人の要件及び所属機関等の要件について、特定技能 1 号を受け入れる場合と同様の要件を満たす必要があります。 そのため、特定活動告示第 55 号及び特定自動車運送業準備基準告示の規定については、上陸基準省令及び特定技能基準省令と同様の内容となっています。 本章では、主に特定技能 1 号とは異なる部分を記載しているため、その他の要件の詳細については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を御参照ください。
		○4つ目	○ 特定活動告示第 55 号及び特定自動車運送業準備基準告示の規定の内容は以下 20 ページから 32 ページのとおりです。	○ 特定活動告示第 55 号及び特定自動車運送業準備基準告示の規定の内容は以下 27 ページから 39 ページのとおりです。
		○5つ目	○ なお、本邦に在留している外国人（「留学」や「家族滞在」等の在留資格で在留している者）が、自動車運送業分野において特定技能 1 号として活動するために必	○ なお、本邦に在留している外国人（「留学」や「家族滞在」等の在留資格で在留している者）が、自動車運送業分野において特定技能 1 号として活動するために必

			要な我が国の運転免許を取得している場合（トラック運送業に限る）、又は当該運転免許を取得した後、資格外活動許可を取得した上で新任運転者研修を修了した場合（タクシー運送業及びバス運送業に限る）においては、本特定活動を経由することなく、特定技能1号へと移行することができます。	要な我が国の運転免許を取得している場合（トラック運送業に限る。）、又は当該運転免許を取得した後、資格外活動許可を取得した上で新任運転者研修を修了した場合（タクシー運送業及びバス運送業に限る。）においては、本特定活動を経由することなく、特定技能1号へと移行することができます。
24	P.27	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （2）特定技能所属機関に対して特に課す条件 カ タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能1号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施すること。	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項 （3）特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等 特定技能所属機関に対して特に課す条件 ⑦ タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能1号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施すること。 （4）在留資格「特定活動」による入国・在留 上記2（1）に掲げる業務を行うに当たっては、その前提として、運転免許の取得に加え、タクシー運送業及びバス運送業においては、新任運転者研修を修了する必要があるところ、運転免許の取得や新任運転者研修の受講のため、一定期間我が国での在留が必要となることから、運転免許の取得や新任運転者研修の受講以外の要件を満たした者については、受入れ機関との雇用契約の下、在留資格「特定活動」による入国・在留を認める（在留期間の上限

				は、トラック運送業については6月、タクシー運送業及びバス運送業については1年とする。なお、当該在留資格をもって在留する期間は、「特定技能1号」の在留資格をもって在留する通算在留期間に算入しない。） また、当該在留資格による在留中には、上記手続等のほか、受入れ機関における車両の清掃といった関連作業に従事することを認める。
25	P.27		分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 3. 在留資格「特定活動」による入国・在留運用方針5（1）に掲げる業務を行うに当たっては、その前提として、運転免許の取得に加え、タクシー運送業及びバス運送業においては、下記4（5）に定める新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項、第2項及び第5項並びに第39条に規定する事項についての指導、監督及び特別な指導を受け、並びに適性診断を受診することをいう。）を修了する必要があるところ、運転免許の取得や新任運転者研修の受講のため、一定期間我が国での在留が必要となることから、運転免許の取得や新任運転者研修の受講以外の要件を満たした者については、受入れ機関との雇用契約の下、在留資格「特定活動」による入国・在留を認める（在留期間の上限は、トラック運送業については6月、タクシー運送業及びバス運送業については1年とする。なお、当該在留資格をもって在留する期間は、「特定技能1号」の在留資格をもって在留する通	（削除）

			算在留期間に算入しない。) また、当該在留資格による在留中には、上記手続等のほか、受入れ機関における車両の清掃といった関連作業に従事することを認める。 4. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置 (5) 新任運転者研修の実施（運用方針5（2）カ関係） タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能1号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施する。	
26	P.27	告示第1条	告示第1条 一（略） 二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。第3条第3号において同じ。）に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。第3条第3号において同じ。）を修了していること。	告示第1条 一（略） 二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。第3条第3号において同じ。）を修了していること。
27	P.39	（2）活動内容及び要件等 ① 活動内容 ○1つ目	（2）活動内容及び要件等 ① 活動内容 ○ 特定自動車運送業準備外国人が行うことができる活動は次のとおりです。 ・ 外免切替等による運転免許の取得に係る諸手続（自動車教習所への通所を含む。）	（2）活動内容及び要件等 ① 活動内容 ○ 特定自動車運送業準備外国人が行うことができる活動は次のとおりです。 ・ 自動車教習所への通所又は外免切替による運転免許の取得に係る諸手続

	P.40	・ 新任運転者研修の受講（タクシー運送業及びバス運送業の場合） ・ 車両の清掃等の関連業務 ○ 本特定活動の在留期間は、トラック運転者の場合は6月、タクシー運転者及びバス運転者の場合は1年となり、在留期間の更新はできません。また、本特定活動の在留期間が残っている場合でも、運転免許の取得及び新任運転者研修（タクシー運送業及びバス運送業の場合）を修了した場合は速やかに「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行っていただく必要があります。	・ 新任運転者研修の受講（タクシー運送業及びバス運送業の場合） ・ 車両の清掃等の関連業務 ○ 本特定活動の在留期間の上限は、トラック運送業の場合は6月、タクシー運送業及びバス運送業の場合は1年ですが、本特定活動の在留期間が残っている場合でも、運転免許の取得及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（タクシー運送業）又は公益社団法人日本バス協会（バス運送業）が定めた効果測定の基準に達する新任運転者研修（タクシー運送業及びバス運送業の場合）を修了した場合は速やかに「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行っていただく必要があります。
	② 要件 ア 特定自動車運送業準備外国人本人の要件 ○ 1つ目	② 要件 ア 特定自動車運送業準備外国人本人の要件 ○ 特定自動車運送業準備外国人本人の要件のうち、次のものについては「特定技能1号」と同様の要件です。 ・ 年齢に関するもの ・ 健康状態に関するもの ・ 本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験に合格していること（※1） ・ 退去強制令書の円滑な執行へ協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関が発行した旅券を所持していること	② 要件 ア 特定自動車運送業準備外国人本人の要件 ○ 特定自動車運送業準備外国人本人の要件のうち、次のものについては「特定技能1号」と同様の要件です。 ・ 年齢に関するもの ・ 健康状態に関するもの ・ 本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験に合格していること ※1 ・ 退去強制令書の円滑な執行へ協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関が発行した旅券を所持していること

		・ 通算在留期間に関するもの ・ 保除金の徴収・違約金契約等に関するもの（※2） ・ 費用負担の合意に関するもの ・ 本国において遵守すべき手続に関するもの ・ 労働者派遣の対象となることを内容とする雇用契約を締結していないこと（※3） ※ 上記※1の要件の詳細については本運用要領別冊第2を、※2の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第4章第1節及び後述【留意事項】を、※3の要件の詳細については本運用要領別冊第5を、その他の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第4章第1節を御参照ください。	・ 通算在留期間に関するもの ・ 保証金の徴収・違約金契約等に関するもの ※2 ・ 費用負担の合意に関するもの ・ 本国において遵守すべき手続に関するもの ・ 労働者派遣の対象となることを内容とする雇用契約を締結していないこと ※3 上記※1の要件の詳細については、本要領別表（日本語試験については、タクシー運送業又はバス運送業の場合であっても、「日本語教育の参照枠」A2.2 相当以上で要件を満たします。）を、※2の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第4章第1節及び後述【留意事項】を、※3の要件の詳細については本運用要領別冊第5を、その他の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第4章第1節を御参照ください。
P.4 1	イ 雇用契約及び所属機関に関する要件 ○1つ目	イ 雇用契約及び所属機関に関する要件 ○ 特定自動車運送業準備所属機関に関する要件のうち、次のものについては特定技能所属機関と同様の要件です。 〈特定自動車運送業準備雇用契約の基準〉 ・ 労働関係法令に適合していること ・ 所定労働時間に関するもの ・ 報酬等に関するもの	イ 雇用契約及び所属機関に関する要件 ○ 特定自動車運送業準備所属機関に関する要件のうち、次のものについては特定技能所属機関と同様の要件です。 〈特定自動車運送業準備雇用契約の基準〉 ・ 労働関係法令に適合していること ・ 所定労働時間に関するもの ・ 報酬等に関するもの

			・ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇に係る差別的取扱いをしていないこと ・ 一時帰国のための有給休暇取得に関するもの ・ 特定自動車運送業準備外国人が活動を行おうとする事業所が告示 (本運用要領別冊 1 ページにおける「告示」と同様。)で定める産業を行っていること(※1) ・ 帰国担保措置に関するもの ・ 健康状況その他の生活状況把握のための必要な措置 〈特定自動車運送業準備所属機関の基準〉 ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守 ・ 非自発的離職者の発生に関するもの ・ 行方不明者の発生に関するもの ・ 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由 ・ 実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由 ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことに関するもの ・ 暴力団排除の観点からの欠格事由 ・ 特定技能所属機関の行為能力・役員等の適格性に係る欠格事由	・ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇に係る差別的取扱いをしていないこと ・ 一時帰国のための有給休暇取得に関するもの ・ 特定自動車運送業準備外国人が活動を行おうとする事業所が告示 (本運用要領別冊 1 ページにおける「告示」と同様。)で定める産業を行っていること※1 ・ 帰国担保措置に関するもの ・ 健康状況その他の生活状況把握のための必要な措置 〈特定自動車運送業準備所属機関の基準〉 ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守 ・ 非自発的離職者の発生に関するもの ・ 行方不明者の発生に関するもの ・ 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由 ・ 実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由 ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことに関するもの ・ 暴力団排除の観点からの欠格事由 ・ 特定技能所属機関の行為能力・役員等の適格性に係る欠格事由
--	--	--	---	---

			・ 特定技能外国人の活動状況に係る文書の作成等に関するもの ・ 保証金の徴収・違約金契約等による欠格事由（※２） ・ 支援に要する費用の負担に関するもの ・ 労災保険法に係る措置等に関するもの ・ 特定自動車運送業準備雇用契約履行体制に関するもの ・ 報酬の口座振込み等に関するもの ・ 中長期在留者の受入れ実績に関するもの ・ 十分に理解できる言語による支援体制に関するもの ・ 支援の実施状況にかかる文書の作成等に関するもの ・ 支援の中立性に関するもの ・ 支援実施義務の不履行に関するもの ・ 定期的な面談の実施に関するもの ・ 特定自動車運送業準備所属機関が告示（本運用要領別冊１ページにおける「告示」と同様。）第３条第１号から第２号及び第４号から第７号に該当すること（※１） ※ 上記※１の要件の詳細については本運用要領別冊第３を、上記※２の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第５章第２節及び後述【留意事項】を、その他の要件については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第５章を御参照ください。	・ 特定技能外国人の活動状況に係る文書の作成等に関するもの ・ 保証金の徴収・違約金契約等による欠格事由 ※２ ・ 支援に要する費用の負担に関するもの ・ 労災保険法に係る措置等に関するもの ・ 特定自動車運送業準備雇用契約履行体制に関するもの ・ 報酬の口座振込み等に関するもの ・ 中長期在留者の受入れ実績に関するもの ・ 十分に理解できる言語による支援体制に関するもの ・ 支援の実施状況にかかる文書の作成等に関するもの ・ 支援の中立性に関するもの ・ 支援実施義務の不履行に関するもの ・ 定期的な面談の実施に関するもの ・ 特定自動車運送業準備所属機関が告示（本運用要領別冊１ページにおける「告示」と同様。）第３条第１号から第２号及び第５号から第８号に該当すること（※１） ※ 上記※１の要件の詳細については本運用要領別冊第３を、上記※２の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第５章第２節及び後述【留意事項】を、その他の要件については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第５章を御参照ください。
--	--	--	---	--

P.4 3

【本特定活動に係る在留諸申請の提出書類について】
○1つ目

○ 本特定活動に係る在留諸申請は、原則として「特定技能外国人受入れに関する運用要領」及び本運用要領別冊第2から第3までに記載する書類と同じ書類を提出する必要があります。ただし、次の表の左欄に掲げる書類については、表の右欄に掲げる本運用要領別冊の参考様式を提出してください。

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」及び本運用要領別冊に記載する書類	在留諸申請時に提出する書類
分野参考様式第15－1号 「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）」	分野参考様式第15－3号 「特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書（特定自動車運送業準備所属機関）」
分野参考様式第15－2号 「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）」	分野参考様式第15－4号 「特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）」
参考様式第1－4号 「特定技能外国人の報酬に関する説明書」	分野参考様式第15－5号 「特定自動車運送業準備外国人の報酬に関する説明書」
参考様式第1－5号 「特定技能雇用契約書」	分野参考様式第15－6号 「特定自動車運送業準備雇用契約書」
参考様式第1－6号	分野参考様式第15－7号

○ 本特定活動に係る在留諸申請は、原則として「特定技能外国人受入れに関する運用要領」及び本運用要領別冊第2から第3までに記載する書類と同じ書類を提出する必要があります。ただし、次の表の左欄に掲げる書類については、表の右欄に掲げる本運用要領別冊の参考様式を提出してください。

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」及び本運用要領別冊に記載する書類	在留諸申請時に提出する書類
分野参考様式第15－1号 「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）」	分野参考様式第15－3号 「特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書（特定自動車運送業準備所属機関）」
分野参考様式第15－2号 「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）」	分野参考様式第15－4号 「特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）」
参考様式第1－4号 「特定技能外国人の報酬に関する説明書」	分野参考様式第15－5号 「特定自動車運送業準備外国人の報酬に関する説明書」
参考様式第1－5号 「特定技能雇用契約書」	分野参考様式第15－6号 「特定自動車運送業準備雇用契約書」
参考様式第1－6号	分野参考様式第15－7号

			「雇用条件書」	「雇用条件書」		「雇用条件書」	「雇用条件書」
			参考様式第 1－9 号 「徴収費用の説明書」	分野参考様式第 15－8 号 「徴収費用の説明書」		参考様式第 1－16 号 「雇用の経緯に係る説明書」	分野参考様式第 15－9 号 「雇用の経緯に係る説明書」
			参考様式第 1－16 号 「雇用の経緯に係る説明書」	分野参考様式第 15－9 号 「雇用の経緯に係る説明書」		参考様式第 1－17 号 「1 号特定技能外国人支援計画書」	分野参考様式第 15－10 号 「特定自動車運送業準備外国人支援計画書」
			参考様式第 1－17 号 「1 号特定技能外国人支援計画書」	分野参考様式第 15－10 号 「特定自動車運送業準備外国人支援計画書」		参考様式第 1－23 号 「特定技能所属機関の役員に関する誓約書」	分野参考様式第 15－11 号 「特定自動車運送業準備所属機関の役員に関する誓約書」
			参考様式第 1－23 号 「特定技能所属機関の役員に関する誓約書」	分野参考様式第 15－11 号 「特定自動車運送業準備所属機関の役員に関する誓約書」		参考様式第 1－25 号 「登録支援機関との支援委託契約に関する説明書」	分野参考様式第 15－12 号 「登録支援機関との支援委託契約に関する説明書」
			参考様式第 1－25 号 「登録支援機関との支援委託契約に関する説明書」	分野参考様式第 15－12 号 「登録支援機関との支援委託契約に関する説明書」			

別表（自動車運転者）

共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本帰国力の事及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			技能水準及び評価方法等
			試験	作業		
特定技能外国人が従事する業務区分						
【特定技能1号】 トラック運転者（上記自動車（トラック）の運転、運転に付随する業務等）	自動車運転士試験（トラック）及び第一技能検定	国土交通省日本帰国力検定試験 又は 日本語能力試験（N4以上）				
【特定技能1号】 タクシー運転者（乗客内運転（タクシー）の運転、運転に付随する業務等）	自動車運転士試験（タクシー）及び第一技能検定	日本語能力試験（N4以上）				
【特定技能1号】 バス運転者（乗客内運転（バス）の運転、運転に付随する業務等）	自動車運転士試験（バス）及び第一技能検定	日本語能力試験（N4以上）				

（注）終了した技能実習2年の期間に作業の経験にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

別表（自動車運転者）

原簿区分及び特定技能外国人が従事する業務			技能水準及び評価方法等	日本帰国力の事及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号
特定技能1号	トラック運転者	乗客内運転（トラック）の運転、運転に付随する業務	自動車運転士試験（トラック）及び第一技能検定	【日本語能力の検定等】（A2.2相当以上） ・ 日本語能力試験（JLPT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力検定（JLPT）N4以上	—
	タクシー運転者	乗客内運転（タクシー）の運転、運転に付随する業務	自動車運転士試験（タクシー）及び第二技能検定	【日本語能力の検定等】（B1相当以上） ・ 日本語能力試験（JLPT-Basic）B1以上 （CEFRのB1相当以上を有された場合にのみ） 【日本語能力の検定等】（A2.2相当） ・ 日本語能力検定（JLPT-Basic）A2.2相当 又は ・ 日本語能力検定（JLPT）N4	—
	バス運転者	乗客内運転（バス）の運転、運転に付随する業務	自動車運転士試験（バス）及び第二技能検定	【日本語能力の検定等】（B1相当以上） ・ 日本語能力試験（JLPT-Basic）B1以上 （CEFRのB1相当以上を有された場合にのみ） 【日本語能力の検定等】（A2.2相当） ・ 日本語能力検定（JLPT-Basic）A2.2相当 又は ・ 日本語能力検定（JLPT）N4	—

29	分野参考 様式第 15－1	自動車運送業 分野における 特定技能外国 人の受入に 関する誓約書 （特定技能所 属機関）	分野参考様式第15－1号（特定技能所属機関） 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国籍・地域 生 年 月 日 記 自動車運送業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、トラック運転者（事業用自動車（トラック）の運転、運転に付随する業務全般）、タクシー運転者（事業用自動車（タクシー）の運転、運転に付随する業務全般）又はバス運転者（事業用自動車（バス）の運転、運転に付随する業務全般）のいずれかであること。 2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 3. 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年経済省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。 1 中分類 43 道路旅客運送業 2 中分類 44 道路貨物運送業 4. 自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。 5. 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。 6. タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能1号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。）を実施すること。 7. 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。 8. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 9. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 10. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、下記(1)	分野参考様式第15－1号（特定技能所属機関） 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国籍・地域 生 年 月 日 記 自動車運送業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、トラック運転者（事業用自動車（トラック）の運転、運転に付随する業務全般）、タクシー運転者（事業用自動車（タクシー）の運転、運転に付随する業務全般）又はバス運転者（事業用自動車（バス）の運転、運転に付随する業務全般）のいずれかであること。 2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 3. 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年経済省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。 1 中分類 43 道路旅客運送業 2 中分類 44 道路貨物運送業 4. 自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。 5. 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。 6. 1号特定技能外国人のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。）を実施すること。 7. 1号特定技能外国人であって、基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準（日本語能力水準が日本語教育の参照枠のA2.2相当の水準）の日本語能力を有している者（自立して日本語を理解し、使用することができる水準（日本語能力水準が日本語教育の参照枠のB1相当）以上の日本語能力を有している者を除く。）を、旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）に従事させる場合にあっては、次のいずれにも該当すること。 (1) 自立して日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を修得するために必要な学習を
----	---------------------	---	---	---

			から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 (1) 協議会の構成員であること。 (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。		するための体制を整備していること。 (2)当該1号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合その他の日本語により意思疎通を図ることが必要となる場合に1号特定技能外国人と乗客、営業所及び警察署、消防署その他の関係機関との間で日本語により意思疎通を図ることを補助する者（当該本邦の公私の機関に雇用されている者で、旅客自動車運送事業の業務に従事した経験を有するもの又は現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応ができるよう指導を受けたものに限る。）を同乗させること。ただし、離島等（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島の区域並びに半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。）において1号特定技能外国人を業務に従事させる場合であって、次のいずれにも該当する場合にあっては、この限りでない。 ① 当該1号特定技能外国人に従事させる業務が、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業に係るものであること。 ② 当該1号特定技能外国人を業務に従事させる離島等をその区域に含む市町村と協力して、当該1号特定技能外国人の支援を行うこと。 ③ 当該1号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他必要な環境整備を行うこと。 8. 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。 9. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 10. 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うこと。 11. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 (1) 協議会の構成員であること。 (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うこと。
			(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。		(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。
			作成年月日 年 月 日 作成責任者		作成年月日 年 月 日 作成責任者

30	分野参考 様式第 15－2	自動車運送業 分野における 特定技能外国 人の受入れに 関する誓約書 （登録支援機 関）	分野参考様式第15－2号（登録支援機関） 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 登録支援機関 氏名又は名称 住 所 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日 記 自動車運送業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。 2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 （注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者	分野参考様式第15－2号（登録支援機関） 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 登録支援機関 氏名又は名称 住 所 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日 記 自動車運送業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。 2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 3. 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うこと。 （注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者
----	---------------------	--	---	--

分野参考様式第15－7号

雇 用 条 件 書

_____ 殿 年 月 日
特定自動車運送業準備所属機関名 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____ 代表者 役職・氏名 _____ ㊟
I. 雇用契約期間 1. 雇用契約期間 (年 月 日 ～ 年 月 日) 入国予定日 年 月 日 2. 契約の更新の有無 ☐ 自動的に更新する ☐ 更新する場合があります ☐ 契約の更新はない ※ 上記契約の更新の有無を「更新する場合があります」とした場合の更新の判断基準は以下のとおりとする。 ☐ 契約期間満了時の乗務量 ☐ 労働者の勤務成績、態度 ☐ 労働者の業務を遂行する能力 ☐ 会社の経営状況 ☐ 従事している業務の進捗状況 ☐ その他 () 3. 更新上限の有無 (無・有 (更新 回まで/通算契約期間 年まで)) 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期雇用契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約 (無期雇用契約) の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日 (年 月 日) から、無期雇用契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無 (無・有 (別紙2のとおり))
II. 就業の場所 ☐ 直接雇用 (以下に記入) ※受入れ機関の事業所を記載 (変更の範囲) ☐ 変更の可能性なし (変更ある場合は以下に記入) 事業所名 _____ 事業所名 _____ 所在地 _____ 所在地 _____ 連絡先 _____ 連絡先 _____
III. 従事すべき業務の内容 1. 運転者になるための準備業務 2. 業務区分 (以下のいずれかを選択) ☐ トラック ☐ タクシー ☐ バス
IV. 労働時間等 1. 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定労働時間数 時間 分) (2) 【次の制度が労働者に適用される場合】 ☐ 変形労働時間制: () 単位の変形労働時間制 ※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる言語を併記した年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。 ☐ 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 、1日の所定労働時間 時間 分)

分野参考様式第15－7号

雇 用 条 件 書

_____ 殿 年 月 日
特定自動車運送業準備所属機関名 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____ 代表者 役職・氏名 _____ ㊟
I. 雇用契約期間 1. 雇用契約期間 (年 月 日 ～ 年 月 日) 入国予定日 年 月 日 2. 契約の更新の有無 ☐ 自動的に更新する ☐ 更新する場合があります ☐ 契約の更新はない ※ 上記契約の更新の有無を「更新する場合があります」とした場合の更新の判断基準は以下のとおりとする。 ☐ 契約期間満了時の乗務量 ☐ 労働者の勤務成績、態度 ☐ 労働者の業務を遂行する能力 ☐ 会社の経営状況 ☐ 従事している業務の進捗状況 ☐ その他 () 3. 更新上限の有無 (無・有 (更新 回まで/通算契約期間 年まで)) 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期雇用契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約 (無期雇用契約) の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日 (年 月 日) から、無期雇用契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無 (無・有 (別紙2のとおり))
II. 就業の場所 ☐ 直接雇用 (以下に記入) ※受入れ機関の事業所を記載 (変更の範囲) ☐ 変更の可能性なし (変更ある場合は以下に記入) 事業所名 _____ 事業所名 _____ 所在地 _____ 所在地 _____ 連絡先 _____ 連絡先 _____
III. 従事すべき業務の内容 1. 運転者になるための準備業務 2. 業務区分 (以下のいずれかを選択) ☐ トラック ☐ タクシー ☐ バス
IV. 労働時間等 1. 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定労働時間数 時間 分) (2) 【次の制度が労働者に適用される場合】 ☐ 変形労働時間制: () 単位の変形労働時間制 ※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる言語を併記した年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。 ☐ 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 、1日の所定労働時間 時間 分)

始業（時分）終業（時分）（適用日）、1日の所定労働時間（時間分）
始業（時分）終業（時分）（適用日）、1日の所定労働時間（時間分）
2. 休憩時間（分）
3. 所定労働時間数 ①週（時間分）②月（時間分）③年（時間分）
4. 所定労働日数 ①週（日）②月（日）③年（日）
5. 所定時間外労働の有無 ☐ 有 ☐ 無
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条
V. 休日
1. 定例日：毎週 曜日、日本の国民の祝日、その他（ ）（年間合計休日数 日）
2. 非定例日：週・月当たり 日、その他（ ）
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条、第 条～第 条
VI. 休暇
1. 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月未満の年次有給休暇（ ☐ 有 ☐ 無）→ か月経過で 日
2. その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）
3. 一時帰国休暇 乙が一時帰国を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条、第 条～第 条
VII. 賃金
1. 基本賃金 ☐ 月給（ 円） ☐ 日給（ 円） ☐ 時間給（ 円）
※詳細は別紙のとおり
2. 諸手当（時間外労働の割増賃金は除く） （ 手当、 手当、 手当）
※詳細は別紙のとおり
3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 (1) 所定時間外 法定短月60時間以内（ ）％ 法定短月60時間超（ ）％ 所定短（ ）％ (2) 休日 法定休日（ ）％、 法定外休日（ ）％ (3) 深夜（ ）％
4. 賃金締切日 ☐ 毎月 日、 ☐ 毎月 日
5. 賃金支払日 ☐ 毎月 日、 ☐ 毎月 日
6. 賃金支払方法 ☐ 口座振込 ☐ 通貨払
7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除 ☐ 無 ☐ 有
※詳細は別紙のとおり
8. 昇給 ☐ 有（時期、金額等）、 ☐ 無
9. 賞与 ☐ 有（時期、金額等）、 ☐ 無
10. 退職金 ☐ 有（時期、金額等）、 ☐ 無
11. 休業手当 ☐ 有（率）
VIII. 退職に関する事項
1. 自己都合退職の手続（退職する 日前に社長・工場長等に届けること）
2. 解雇の事由及び手続 解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日以上平均賃金を支払って解雇する。特定技能外国人の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条、第 条～第 条

始業（時分）終業（時分）（適用日）、1日の所定労働時間（時間分）
始業（時分）終業（時分）（適用日）、1日の所定労働時間（時間分）
2. 休憩時間（分）
3. 所定労働時間数 ①週（時間分）②月（時間分）③年（時間分）
4. 所定労働日数 ①週（日）②月（日）③年（日）
5. 所定時間外労働の有無 ☐ 有 ☐ 無
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条、第 条～第 条、第 条～第 条
V. 休日
1. 定例日：毎週 曜日、日本の国民の祝日、その他（ ）（年間合計休日数 日）
2. 非定例日：週・月当たり 日、その他（ ）
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条、第 条～第 条
VI. 休暇
1. 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月未満の年次有給休暇（ ☐ 有 ☐ 無）→ か月経過で 日
2. その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）
3. 一時帰国休暇 乙が一時帰国を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条、第 条～第 条
VII. 賃金
1. 基本賃金 ☐ 月給（ 円） ☐ 日給（ 円） ☐ 時間給（ 円）
※詳細は別紙のとおり
2. 諸手当（時間外労働の割増賃金は除く） （ 手当、 手当、 手当）
※詳細は別紙のとおり
3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 (1) 所定時間外 法定短月60時間以内（ ）％ 法定短月60時間超（ ）％ 所定短（ ）％ (2) 休日 法定休日（ ）％、 法定外休日（ ）％ (3) 深夜（ ）％
4. 賃金締切日 ☐ 毎月 日、 ☐ 毎月 日
5. 賃金支払日 ☐ 毎月 日、 ☐ 毎月 日
6. 賃金支払方法 ☐ 口座振込 ☐ 通貨払
7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除 ☐ 無 ☐ 有
※詳細は別紙のとおり
8. 昇給 ☐ 有（時期、金額等）、 ☐ 無
9. 賞与 ☐ 有（時期、金額等）、 ☐ 無
10. 退職金 ☐ 有（時期、金額等）、 ☐ 無
11. 休業手当 ☐ 有（率）
VIII. 退職に関する事項
1. 自己都合退職の手続（退職する 日前に社長・工場長等に届けること）
2. 解雇の事由及び手続 解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日以上平均賃金を支払って解雇する。特定技能外国人の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条、第 条～第 条

			IX. その他 1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況 (☐ 厚生年金 、 ☐ 健康保険 、 ☐ 雇用保険 、 ☐ 労災保険 、 ☐ 国民年金 、 ☐ 国民健康保険 、 ☐ その他 ()) 2. 雇入れ時の健康診断 年 月 3. 初回の定期健康診断 年 月 (その後 ごとに実施) 4. 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先) 5. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとする。 受取人 (署名) 以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法 () <td> IX. その他 1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況 (☐ 厚生年金 、 ☐ 健康保険 、 ☐ 雇用保険 、 ☐ 労災保険 、 ☐ 国民年金 、 ☐ 国民健康保険 、 ☐ その他 ()) 2. 雇入れ時の健康診断 年 月 3. 初回の定期健康診断 年 月 (その後 ごとに実施) 4. 次の窓口に対して通常の労働者との間の待遇の相違 (内容・理由) 等について説明を求めることができる。 部署名 担当者職氏名 (連絡先) 5. 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先) 6. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとする。 受取人 (署名) 以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法 () </td>	IX. その他 1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況 (☐ 厚生年金 、 ☐ 健康保険 、 ☐ 雇用保険 、 ☐ 労災保険 、 ☐ 国民年金 、 ☐ 国民健康保険 、 ☐ その他 ()) 2. 雇入れ時の健康診断 年 月 3. 初回の定期健康診断 年 月 (その後 ごとに実施) 4. 次の窓口に対して通常の労働者との間の待遇の相違 (内容・理由) 等について説明を求めることができる。 部署名 担当者職氏名 (連絡先) 5. 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先) 6. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとする。 受取人 (署名) 以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法 ()
--	--	--	---	--

分野参考様式第15-7号 別紙1

賃 金 の 支 払

1. 基本賃金

☐ 月給 (円) ☐ 日給 (円) ☒ 時間給 (円)

※月給・日給の場合の1時間当たりの金額（ 円）

※日給・時間給の場合の1か月当たりの金額（ 円）

2. 諸手当の額及び計算方法等（時間外労働の割増賃金は除く。）

(a) (手当 円/計算方法:)

(b) (手当 円／計算法：)

(c) (手当 円/計算方法:)

(d) (手当 円/計算方法:)

【固定残業代がある場合】

(e) (手当 円)

・支給要件：時間外労働の有無にかかわらず、 時間分の時間外手当として支給。
(時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給。)

3. 1か月当たりの支払概算額(1+2) 約 円(合計)

4. 賃金支払時に控除する項目

(a) 税金 (約 円)

(b) 社会保険料 (約 円)

(c) 雇用保険料 (約 円)

(d) 食 費 (約 円)

(e) 居住費 (約 円)

(f) その他（水道光熱費）（約 円）

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

控除する金額 約 円 (合計)

5. 手取り支給額 (3-4) 約 円 (合計)

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

分野参考様式第15－7号 別紙2（雇用条件書I.で【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期雇用契約の締結の場合】で有を選択した場合）

雇 用 条 件 書

本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約（無期雇用契約）の締結の申込みをしたときに成立する無期雇用契約の条件は、次のとおりです。

年 月 日	
_____ 殿	
特定自動車運送業準備所属機関名 _____	
所在地 _____	
電話番号 _____	
代表者 役職・氏名 _____ ⑤	
I. 雇用契約期間 期間の定めなし	
II. 就業の場所 ☐ 直接雇用（以下に記入） ※受入れ機関の事業所を記載（変更の範囲） ☐ 変更の可能性なし（変更ある場合は以下に記入）	
事業所名 _____	事業所名 _____
所在地 _____	所在地 _____
連絡先 _____	連絡先 _____
III. 従事すべき業務の内容 1. 運転者になるための準備業務 2. 業務区分（以下のいずれかを選択） ☐ トラック ☐ タクシー ☐ バス	
IV. 労働時間等 1. 始業・終業の時刻等 (1) 始業（時 分） 終業（時 分）（1日の所定労働時間数 時間 分） (2) 【次の制度が労働者に適用される場合】 ☐ 変形労働時間制：（ ）単位の変形労働時間制 ※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる言語を併記した年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。 ☐ 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日、1日の所定労働時間 時間 分） 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日、1日の所定労働時間 時間 分） 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日、1日の所定労働時間 時間 分） 2. 休憩時間（分） 3. 所定労働時間数 ①週（時間 分） ②月（時間 分） ③年（時間 分） 4. 所定労働日数 ①週（日） ②月（日） ③年（日） 5. 所定時間外労働の有無 ☐ 有 ☐ 無 ○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条	
V. 休日 1. 定休日：毎週 曜日、日本の国民の祝日、その他（ ）（年間合計休日数 日） 2. 非定休日：週・月当たり 日、その他（ ） ○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条	

分野参考様式第15－7号 別紙2（雇用条件書I.で【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期雇用契約の締結の場合】で有を選択した場合）

雇 用 条 件 書

本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約（無期雇用契約）の締結の申込みをしたときに成立する無期雇用契約の条件は、次のとおりです。

年 月 日	
_____ 殿	
特定自動車運送業準備所属機関名 _____	
所在地 _____	
電話番号 _____	
代表者 役職・氏名 _____ ⑤	
I. 雇用契約期間 期間の定めなし	
II. 就業の場所 ☐ 直接雇用（以下に記入） ※受入れ機関の事業所を記載（変更の範囲） ☐ 変更の可能性なし（変更ある場合は以下に記入）	
事業所名 _____	事業所名 _____
所在地 _____	所在地 _____
連絡先 _____	連絡先 _____
III. 従事すべき業務の内容 1. 運転者になるための準備業務 2. 業務区分（以下のいずれかを選択） ☐ トラック ☐ タクシー ☐ バス	
IV. 労働時間等 1. 始業・終業の時刻等 (1) 始業（時 分） 終業（時 分）（1日の所定労働時間数 時間 分） (2) 【次の制度が労働者に適用される場合】 ☐ 変形労働時間制：（ ）単位の変形労働時間制 ※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる言語を併記した年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。 ☐ 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日、1日の所定労働時間 時間 分） 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日、1日の所定労働時間 時間 分） 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日、1日の所定労働時間 時間 分） 2. 休憩時間（分） 3. 所定労働時間数 ①週（時間 分） ②月（時間 分） ③年（時間 分） 4. 所定労働日数 ①週（日） ②月（日） ③年（日） 5. 所定時間外労働の有無 ☐ 有 ☐ 無 ○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条	
V. 休日 1. 定休日：毎週 曜日、日本の国民の祝日、その他（ ）（年間合計休日数 日） 2. 非定休日：週・月当たり 日、その他（ ） ○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条	

			VI. 休暇 1. 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月未満の年次有給休暇 ☐ 有 ☐ 無 → か月経過で 日 2. その他の休暇 有給 () 無給 () 3. 一時帰国休暇 乙が一時帰国を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。 ○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条 VII. 賃金 1. 基本賃金 ☐ 月給 (円) ☐ 日給 (円) ☐ 時間給 (円) ※詳細は別紙のとおり 2. 諸手当 (時間外労働の割増賃金は除く) (手当、 手当、 手当) ※詳細は別紙のとおり 3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 (1) 所定時間外 法定短月60時間以内 () % 法定短月60時間超 () % 所定短 () % (2) 休日 法定休日 () %、 法定外休日 () % (3) 深夜 () % 4. 賃金締切日 ☐ 毎月 日 、☐ 毎月 日 5. 賃金支払日 ☐ 毎月 日 、☐ 毎月 日 6. 賃金支払方法 ☐ 口座振込 ☐ 通貨払 7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除 ☐ 無 ☐ 有 ※詳細は別紙のとおり 8. 昇給 ☐ 有 (時期、金額等)、☐ 無 9. 賞与 ☐ 有 (時期、金額等)、☐ 無 10. 退職金 ☐ 有 (時期、金額等)、☐ 無 11. 休業手当 ☐ 有 (率) VIII. 退職に関する事項 1. 自己都合退職の手続 (退職する 日前に社長・工務長等に届けること) 2. 解雇の事由及び手続 解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日以上平均賃金を支払って解雇する。特定技能外国人の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。 ○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条 IX. その他 1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況 ☐ 厚生年金、☐ 健康保険、☐ 雇用保険、☐ 労災保険、☐ 国民年金、☐ 国民健康保険、☐ その他 () 2. 雇入れ時の健康診断 年 月 3. 初回の定期健康診断 年 月 (その後 ごとに実施) 4. 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先) 5. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとする。 以上のほか4は、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法 ()	VI. 休暇 1. 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月未満の年次有給休暇 ☐ 有 ☐ 無 → か月経過で 日 2. その他の休暇 有給 () 無給 () 3. 一時帰国休暇 乙が一時帰国を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。 ○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条 VII. 賃金 1. 基本賃金 ☐ 月給 (円) ☐ 日給 (円) ☐ 時間給 (円) ※詳細は別紙のとおり 2. 諸手当 (時間外労働の割増賃金は除く) (手当、 手当、 手当) ※詳細は別紙のとおり 3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 (1) 所定時間外 法定短月60時間以内 () % 法定短月60時間超 () % 所定短 () % (2) 休日 法定休日 () %、 法定外休日 () % (3) 深夜 () % 4. 賃金締切日 ☐ 毎月 日 、☐ 毎月 日 5. 賃金支払日 ☐ 毎月 日 、☐ 毎月 日 6. 賃金支払方法 ☐ 口座振込 ☐ 通貨払 7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除 ☐ 無 ☐ 有 ※詳細は別紙のとおり 8. 昇給 ☐ 有 (時期、金額等)、☐ 無 9. 賞与 ☐ 有 (時期、金額等)、☐ 無 10. 退職金 ☐ 有 (時期、金額等)、☐ 無 11. 休業手当 ☐ 有 (率) VIII. 退職に関する事項 1. 自己都合退職の手続 (退職する 日前に社長・工務長等に届けること) 2. 解雇の事由及び手続 解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日以上平均賃金を支払って解雇する。特定技能外国人の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。 ○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条 IX. その他 1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況 ☐ 厚生年金、☐ 健康保険、☐ 雇用保険、☐ 労災保険、☐ 国民年金、☐ 国民健康保険、☐ その他 () 2. 雇入れ時の健康診断 年 月 3. 初回の定期健康診断 年 月 (その後 ごとに実施) 4. 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先) 5. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとする。 以上のほか4は、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法 ()
--	--	--	---	---

分野参考
様式第
15-10

特定自動車運
送業準備外国
人支援計画書

作成日: 年 月 日

[illegible]

1	※ 経費項目	第 一	※ 経費科目	第 二	第 三	※ 定款第 10 条第 6 項第 2 号 平成 24 年度	年 月
4	1 教育費(2)						
	4 教育費(2) 雑費						
11	国 庫						
12	地方交付金						
3	1 教育費(2)						
	3 教育費(2) 雑費						
7	7 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
8	8 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
9	9 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
10	10 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
11	11 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
12	12 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
13	13 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
14	14 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
15	15 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
16	16 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
17	17 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
18	18 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
19	19 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
20	20 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
21	21 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
22	22 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
23	23 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
24	24 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
25	25 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
26	26 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
27	27 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
28	28 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
29	29 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
30	30 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
31	31 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
32	32 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
33	33 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
34	34 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
35	35 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
36	36 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
37	37 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
38	38 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
39	39 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
40	40 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
41	41 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
42	42 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
43	43 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
44	44 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
45	45 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
46	46 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
47	47 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
48	48 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
49	49 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
50	50 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
51	51 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
52	52 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
53	53 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
54	54 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
55	55 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
56	56 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
57	57 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
58	58 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
59	59 教育費(2) 雑費(2) 雑費						
60	60 教育費(2) 雑費(2) 雑費						

2016年 月 日

1	氏 名	(姓)		2 姓 名	男・女
	年 月 日	年 月 日		3 (課)課長	
2	(1.8.89) 氏名又は名称				
	氏 名	Y		(課長)	-
3	公 司	Y			-
	公 司 代表取締役の 氏名 (2.2.89の会社へ加入)	Y		(課長)	-
4	代表取締役の氏名	代表取締役 氏 名			役 職
	代表取締役の氏名	代表取締役 氏 名			役 職
5	代表取締役の氏名	代表取締役 氏 名			役 職
	代表取締役の氏名	代表取締役 氏 名			役 職

日本文化理解 日本人の 生活	1 季節言葉	春	2 季節絵日記	5A	2	
	4 <i>春の歌</i> 四季又は四季詩					
	5 絵画					
	6 <i>春の歌</i> 四季詩の読み					
	7 <i>春の歌</i> の理解と表現の発展					
	8 文芸鑑賞と創作活動					
	9 文芸鑑賞と創作活動					
	10 文芸鑑賞と創作活動					
	11 文芸鑑賞と創作活動					
	12 文芸鑑賞と創作活動					

[illegible][illegible]

33	分野参考 様式第 15－16	日本語学習 プラン	(新設)	分野参考様式第 15－16 号 日本語学習プラン 作成日： 年 月 日 申請者（1号特定技能外国人）： 特定技能雇用契約の相手方（事業者）： 【プラン内容】 (記入例) ・使用する教材 ・週の勉強時間 ・受験日までに向けたおおまかな学習スケジュール ・学習状況の確認方法（小テストの実施等） ・試験対策（模擬試験の受験等） ・安全や接遇面の旅客対応を想定した研修や会話訓練の内容（例示） ※ 在留期間の更新時点で、B1 相当以上の日本語能力水準にあることを証 することができず、再度本プランを提出する場合は、直近で受験した試験 結果の分析も記入してください。 日本語能力試験受験予定 ① 年 第 回 の日本語能力試験（N3） ② 年 第 回 の日本語能力試験（N3） 上記の学習プランに基づいて、特定技能雇用契約の相手方（事業者）のもと、「日本語教 育の参照枠」B1 相当以上の日本語能力の修得等のために必要な日本語を学びます。 以上の学習プランに基づいて、日本語を継続的に学びます。 年 月 日 特定技能雇用契約の相手方（事業者）の署名 1号特定技能外国人の署名 ※ 「日本語能力試験受験予定」は、入国後1年以内に実施される日本語能力試験の日程を 記載し、半年に1回以上受験機会を確保するようにすること。
----	----------------------	--------------	------	---

34	分野参考 様式第 15－17	1号特定技能 外国人のバス 運行業務に係 る特定技能所 属機関との協 力同意書	(新設)	分野参考様式第15－17号 第 号 令和 年 月 日 県 市 市長 特定技能外国人のバス運転業務に係る特定技能所属機関との連携に係る協力同意書 本協力同意書は、特定技能外国人のバス（貸切バスを除く。以下同じ。）の単独乗務にあたり、運行の安全の担保のもと、地域住民および利用者の安全が十分に確保されることを前提として、自治体が必要な協力を行う旨を確認するものです。 1号特定技能外国人のバスの単独乗務にあたり、当該バス運転士を雇用する【事業者名： 】と連携し、以下の事項について協力することに同意します。 (自治体が特定技能所属機関と協力して取り組む事項・内容) ● 「日本語教育の参照枠」A2.2相当（N4）の1号特定技能外国人がバスに単独で乗務することの地域住民への周知啓発 ● 当該運転士の日本語能力を高めるため事業者が行う日本語（方言含む）教育のサポート ● 緊急時の対応や運行の安全確保等に係る平時からの関係機関との協議 ※上記事項の内容に加え、他事項がある場合は適宜付加すること <特定技能外国人に業務に従事させる特定技能所属機関> 事業者名： _____ 本社所在地： _____ 代表者名： _____ 連絡先：(電話) _____ (メールアドレス) _____ <協力をを行う地方公共団体> 自治体名： _____ 担当者名： _____ 担当部署名： _____ 連絡先：(電話) _____ (メールアドレス) _____ ※ 複数の部署がある場合は、適宜追加すること。
----	----------------------	--	------	---